



米国会計関連情報 最近の論点

FASB—収益認識に関する基準書の適用日の延期を提案

FASBは2015年4月の会議で、収益認識に関する新基準(以下、新基準)¹の適用日をすべての企業について延期することを提案することで合意した。

【概要】

- FASBは、公開草案を30日間のコメント期間を付して間もなく公表する予定である。公開営利企業(public business entity)及び特定の非営利企業²は、2017年12月16日以降開始する事業年度及びそれらの事業年度に含まれる期中期間から新基準を適用することが要求される。
- その他のすべての企業は、2018年12月16日以降開始する事業年度及び2019年12月16日以降開始する事業年度に含まれる期中期間から新基準を適用することが要求される。
- 早期適用はすべての企業に認められるが、公開企業の当初の適用日(2016年12月16日以降開始する事業年度)より前に適用することは認められない。遡及適用アプローチと累積的影響を修正するアプローチのいずれかを用いるという移行措置の選択についての変更はない。
- FASBは、新基準を適切に適用するための準備期間がさらに必要であるとの一部の企業からのフィードバックに基づき、適用日を延期する提案に合意した。
- IASBは、IASBの新基準³の適用日について、2015年4月の会議で討議する予定である。

【主な影響】

- 企業は、適用日の延期により得られた1年の期間を活用し、新基準の影響を受ける会計システム、会計プロセス及び内部統制への変更をより効果的に実施しなければならない。
- 暦年ベースのSEC登録企業のうち、2018年に遡及適用アプローチを用いて新基準を適用する企業は、新基準に基づき、2016年から2018年について表示することとなる。

1 FASB ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」 www.fasb.orgより入手可能。

2 特定の非営利企業とは、取引所市場または店頭市場で取引されている、上場されているまたは相場がある有価証券を発行している(もしくはそのような有価証券のコンジット・ボンド債務者である)企業をいう。

3 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」。

【適用日の延期に関する検討】

FASBスタッフは過去数ヶ月にわたり、実務適用上の問題点について理解を深めるため、財務諸表作成者、財務諸表利用者及び監査人とのアウトリーチ活動を実施した。利害関係者の多くは、会計方針の策定、ITシステムの更新、プロセスの変更及び内部統制の構築に、さらなる時間が必要であると考えている。また、税金、契約、財務制限条項への影響について検討し、従業員への教育を実施するための時間も必要となる。さらにFASBは、現在、新基準の明確化が進められており、それが最終化されるまで、ソフトウェア・プロバイダーがITソリューションを企業に提供できない可能性が高いことも理解している。

FASBは現在、新基準を実務により適したものとし、実務上のばらつきを軽減するための、新基準の明確化に取り組んでおり、そのことも適用日の延期を提案するというFASBの決定に影響を及ぼした。2015年2月及び3月のFASBとIASB（以下、両ボード）の合同会議で、FASBは新基準に対する複数の改訂案に合意した⁴。FASBは2015年末までに基準の策定を実質的に完了させる予定である。これにより、2018年に新基準を遡及適用する公開営利企業は、最も古い比較期間の期首時点（またはその前後）に会計方針を最終化することになる。

2015年4月1日の会議で、一部のボード・メンバーは、2年ではなく1年延期する選択肢を支持する理由を話し合った。彼らは、新基準の公表と適用日に関する当初のスケジュールは、実務適用上の疑問が生じ、明確化が必要となることを見越したものであったと考えている。これらのボード・メンバーは、適用に向けた活動はほぼ予想通りに行われているとしたが、新基準の公表が当初に予定されていた公表日より遅れたことから、1年間の延期を支持した。また、今後予定されている新基準の改訂により、新基準を理解し、適用することが容易になると述べたボード・メンバーもあり、適用にあたっての複雑さは軽減されるはずだとされた。ほかにも、1年の延期を支持する一部のボード・メンバーから、一部の企業が当初の適用日どおりに早期適用する一方で、別の企業が適用を2年間延期した場合、財務諸表の比較可能性が損なわれるとの懸念が示された。

FASBスタッフのアウトリーチ活動で、一部の利害関係者から、適用日を強制的に延期することは、当初の適用日に適用する準備を行っている企業に追加のコストを課すものとなり得るという意見が寄せられた。これに対処するためFASBは、当初の適用日（2016年12月16日以降開始する期間）に適用することを引き続き企業に認めることを提案する予定である。

【次のステップ】

IASBは2015年4月末のIASB会議で、IFRS第15号の適用日（現時点では、2017年1月1日以降開始する事業年度。早期適用も認められる）の延期を提案するか否かを検討する予定である。仮に、IASBが適用日の延期は必要ないと決定した場合、IFRS適用子会社を有するU.S. GAAP企業は、新基準の適用時期が相違し得ることの影響について検討し、その事象が、当初の要求どおり2017年にU.S. GAAPの新基準を適用するか否かの決定にどのように影響を与えるかを検討する必要がある。

両ボードは引き続き、新基準の他の特定の論点を明確化するための改訂について検討している。また、収益認識に関する合同の移行リソース・グループ（Transition Resource Group for Revenue Recognition, TRG）の将来の会議において追加的に検討すべき論点が発生した場合は、両ボードによる検討が必要となる可能性がある。

⁴ Defining Issues 第2015-5号「[FASB/IASB—収益認識に関する基準書の明確化を提案](#)」、Defining Issues 第2015-11号「[FASB/IASB—収益認識に関する基準書のさらなる明確化を提案](#)」を参照。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 会計・審査統括部

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
April 2015 No. 15-12をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニューズレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。